

ANAモバイルサービス契約約款 新旧対照表

(下線が改定部分)

改定日	改定箇所	改定前	改定後
2026/4/1	第 26 条(月額料金の額)	<p>1 ANAモバイルサービスの月額料金の額は次に定めるとおりとします。</p> <p>(5)ユニバーサルサービス料 <u>ユニバーサルサービス料</u>とは、電気通信事業法第7条の規定により、国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべきものとして定められたユニバーサルサービス(加入電話、公衆電話、110番・119番等の緊急通報をいいます)の提供を確保するために必要な負担金をい、当社は、契約者が使用している契約者識別番号(当社が定めるものであって当社が貸与するSIMカードごとまたはeSIMごとに設定する一意の番号をいいます)の数に比例した額について当該契約者から当該額を徴収します。 なお、当該額は変更される場合があり、変更後の額は、基礎的電気通信役務支援機関が発表する単価に基づきドコモまたはKDDIが当社に請求するユニバーサルサービス料の単価に従うものとします。この場合においては、当社は、変更の日の前日までにWebサイト上で通知を行うものとします。番号あたりの単価(月額)はユニバーサルサービス支援機関が6か月ごとに算定し、ホームページ(http://www.tca.or.jp/universalservice/)で公表されております。 回線区分をドコモ回線とするM2M等専用番号(M2M等通信専用の通信番号として当社が別途定める電話番号をいいます)は、<u>ユニバーサルサービス料の対象外とします。</u></p>	<p>1 ANAモバイルサービスの月額料金の額は次に定めるとおりとします。</p> <p>(5)電話ユニバーサルサービス料 <u>電話ユニバーサルサービス料</u>とは、電気通信事業法第7条の規定により、国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべきものとして定められた電話のユニバーサルサービス(加入電話、公衆電話、110番・119番等の緊急通報をいいます)の提供を確保するために必要な負担金をい、当社は、契約者が使用している契約者識別番号(当社が定めるものであって当社が貸与するSIMカードごとまたはeSIMごとに設定する一意の番号をいいます)の数に比例した額について当該契約者から当該額を徴収します。 なお、当該額は変更される場合があり、変更後の額は、基礎的電気通信役務支援機関が発表する単価に基づきドコモまたはKDDIが当社に請求する電話ユニバーサルサービス料の単価に従うものとします。この場合においては、当社は、変更の日の前日までにWebサイト上で通知を行うものとします。番号あたりの単価(月額)は電話のユニバーサルサービス支援機関が6か月ごとに算定し、ホームページ(http://www.tca.or.jp/universalservice/)で公表されております。 回線区分をドコモ回線とするM2M等専用番号(M2M等通信専用の通信番号として当社が別途定める電話番号をいいます)は、<u>電話ユニバーサルサービス料の対象外とします。</u></p>
	第 26 条(月額料金の額)	<p>1 ANAモバイルサービスの月額料金の額は次に定めるとおりとします。</p> <p>(7)電話リレーサービス料 番号あたりの単価(月額)は日本財団電話リレーサービスが6か月ごとに算定し、ホームページ(https://www.nftrs.or.jp/)で公表されております。</p>	<p>1 ANAモバイルサービスの月額料金の額は次に定めるとおりとします。</p> <p>(7)電話リレーサービス料 番号あたりの単価(月額)は、電話リレーサービス支援機関が1年ごとに算定し、ホームページ(https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/)で公表されております。</p>